

千葉市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行
細則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第35号

千葉県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下「政令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。）の施行その他液化石油ガスの規制に関する手続について必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出部数)

第2条 法、政令、省令又はこの規則の規定により市長に提出する申請書、請求書、届出書又は報告書の部数は、2部とする。

(液化石油ガス販売事業登録等の通知)

第3条 法第3条の2第1項の液化石油ガス販売事業者登録簿は、液化石油ガス販売事業者登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）とする。

2 法第3条の2第2項の通知は、液化石油ガス販売事業者登録通知書（様式第2号）に法第3条第2項の申請書の1部を添付してするものとする。

3 法第4条第2項の通知は、液化石油ガス販売事業者登録拒否通知書（様式第3号）に法第3条第2項の申請書の1部を添付してするものとする。

(液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付等)

第4条 市長は、法第3条の2第3項の規定による請求があり、登録簿の謄本を交付するときは、当該請求に係る請求書の1部を添付して請求者に交付するものとする。

2 市長は、法第3条の2第3項の規定による請求があり、登録簿を閲覧させるときは、当該請求に係る請求書の1部を請求者に交付するものとする。

(認定証の交付等)

第5条 市長は、法第29条第1項若しくは第35条の6第1項の認定又は法第32条第1項の認定の更新をするときは、認定証(様式第4号)に当該認定又は認定の更新に係る申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 市長は、法第29条第1項若しくは第35条の6第1項の認定又は法第32条第1項の認定の更新をしないときは、その理由を記した文書に当該認定又は認定の更新に係る申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

(認可証の交付等)

第6条 市長は、法第33条第1項又は第35条第1項の認可をするときは、認可証(様式第5号)に当該認可に係る申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 市長は、法第33条第1項又は第35条第1項の認可をしないときは、その理由を記した文書に当該認可に係る申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

(許可証の交付等)

第7条 市長は、法第36条第1項若しくは第37条の2第1項又は第37条の4第1項若しくは同条第3項において読み替えて準用する法第37条の2第1項の許可をするときは、許可証(様式第6号)に当該許可に係る申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 市長は、法第36条第1項若しくは第37条の2第1項又は第37条の4第1項若しくは同条第3項において読み替えて準用する法第37条の2第1項の許可をしないときは、その理由を記した文書に当該許可に係る申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

(意見書の交付等)

第8条 法第36条第2項又は省令第56条第2項の意見書の交付を申請しようとする者は、意見書交付申請書(様式第7号)を消防長に提出しなければならない。

2 前項の意見書交付申請書には、次の各号に掲げる意見書交付申請書に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 法第36条第2項の意見書の交付の申請に係る意見書交付申請書次に定める書類

ア 貯蔵施設等設置許可申請書の写し

イ 貯蔵施設又は特定供給設備（以下「貯蔵施設等」という。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面（省令第51条第2項に準じたものに限る。）

ウ 防火管理の計画（事業所全体の計画に関わるものに限る。）

(2) 省令第56条第2項の意見書の交付の申請に係る意見書交付申請書次に定める書類

ア 貯蔵施設等変更許可申請書の写し

イ 前号イ及びウに定める書類

3 第1項の申請があったときは、消防長はその内容を審査するとともに現地調査を行い、意見書（様式第8号）に同項の意見書交付申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

（完成検査の不適合通知）

第9条 市長は、法第37条の3第1項本文（法第37条の4第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の完成検査において、貯蔵施設等又は充てん設備が法第37条又は第37条の4第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その理由を記した文書に当該完成検査に係る申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

（保安検査の不適合通知）

第10条 市長は、法第37条の6第1項本文の保安検査において、充てん設備が法第37条の4第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その理由を記した文書に当該保安検査に係る申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

（特定供給設備の使用停止命令通知）

第11条 市長は、法第37条の7第2項の規定により通知をするときは、使用停止命令通知書（様式第9号）を当該特定供給設備により液化石油ガスを供給されている一般消費者等に通知するものとする。

（収去証の交付）

第12条 市長は、法第83条第3項の規定によりその職員に液化石油ガスを収去させたときは、収去証（様式第10号）を被収去者に交付するものとする。

（充てん設備の使用休止の届出）

第13条 省令第81条第2項の使用を休止した充てん設備の届出は、充てん設備使用休止届書（様式第11号）によるものとする。

（事業報告）

第14条 省令第132条の報告は、報告書（様式第12号）によるものとする。

（許可申請等の取下げ）

第15条 法又はこの規則の規定により許可、認可、登録、認定若しくは交付の申請又は請求をした者は、市長が当該申請又は請求に対する処分をする前に当該申請又は請求を取り下げようとするときは、許可申請等取下届書（様式第13号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届書を受け付けたときは、当該届書の1部を届出者に交付するものとする。

（書類の経由）

第16条 法、政令、省令又はこの規則の規定により市長に提出する書類は、消防長又は消防署長を経由して提出しなければならない。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

液化石油ガス販売事業者登録簿

登録番号		登録年月日		入力年月日	
液化石油ガスの販売事業を行おうとする者の氏名又は名称					
住所					
法人にあっては代表者氏名					
販売所の名称		販売所の所在地			

様式第 2 号

(表)

第 号
年 月 日

申請者

千葉市長



液化石油ガス販売事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった液化石油ガス販売事業の登録については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条の 2 第 2 項の規定により下記のとおり通知する。

記

- 1 登録年月日及び登録番号
年 月 日 登録番号
- 2 販売事業者の氏名又は名称及び住所
- 3 販売所の名称及び所在地
- 4 貯蔵施設の所在地

様式第 3 号

第 号
年 月 日

申請者

千葉市長



液化石油ガス販売事業者登録拒否通知書

年 月 日付けで申請のあった液化石油ガス販売事業の登録については、下記の理由により登録を拒否するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 4 条第 2 項の規定により通知する。

記

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号（その1）

（表）

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった保安機関の認定については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定により下記のとおり認定する。

年 月 日

千葉市長



記

- 1 認定番号 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 代表者の氏名
- 4 住所又は所在地
- 5 認定した保安業務区分
- 6 事業所の名称及び所在地並びに保安業務区分ごとの一般消費者等の数の範囲
- 7 認定の有効期限 年 月 日

様式第4号（その2）

（表）

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった保安機関の認定の更新については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の規定により下記のとおり認定する。

年 月 日

千葉市長



記

- 1 認定番号 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 代表者の氏名
- 4 住所又は所在地
- 5 認定した保安業務区分
- 6 事業所の名称及び所在地並びに保安業務区分ごとの一般消費者等の数の範囲
- 7 認定の有効期限 年 月 日

様式第4号（その3）

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった液化石油ガス販売事業者の認定については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定により下記のとおり認定する。

年 月 日

千葉市長



記

- 1 保安確保機器の設置及び管理の方法の別
- 2 登録番号
- 3 氏名又は名称
- 4 代表者の氏名
- 5 住所又は所在地
- 6 一般消費者等及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数
	戸	戸
	戸	戸
	戸	戸
計	戸	戸

様式第 5 号 (その 1)

(表)

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった一般消費者等の数の増加については、
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定
により下記のとおり認可する。

年 月 日

千葉市長



記

- 1 認定番号 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 代表者の氏名
- 4 住所又は所在地
- 5 事業所の名称及び所在地

様式第5号（その2）

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった保安業務規程については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項の規定により下記のとおり認可する。

年 月 日

千葉市長



記

- 1 認定番号 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 代表者の氏名
- 4 住所又は所在地
- 5 事業所の名称及び所在地

様式第 6 号 (その 1)

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった貯蔵施設については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

千葉市長



記

販 売 所	名 称	
	登 録 番 号	
貯 蔵 施 設	名 称	
	所 在 地	
	貯 蔵 量	
備 考		

様式第 6 号 (その 2)

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった特定供給設備については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 36 条第 1 項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

千葉市長



記

販 売 所	名 称	
	登 録 番 号	
特 定 供 給 設 備	名 称	
	所 在 地	
	貯 蔵 量	
備 考		

様式第 6 号 (その 3)

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった貯蔵施設の変更については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

千葉市長



記

販 売 所	名 称	
	登 録 番 号	
貯 蔵 施 設	名 称	
	所 在 地	
	貯 蔵 量	
備 考		

様式第 6 号 (その 4)

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった特定供給設備の変更については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

千葉市長



記

販 売 所	名 称	
	登 録 番 号	
特 定 供 給 設 備	名 称	
	所 在 地	
	貯 蔵 量	
備 考		

様式第 6 号 (その 5)

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった充てん設備については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

千葉市長



記

充てん設備の 使用の本拠	名 称	
	所在地	
充てん設備の 貯蔵能力		
備 考		

様式第 6 号 (その 6)

第 号

申請者

年 月 日付けで申請のあった充てん設備の変更については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

千葉市長



記

充てん設備の 使用の本拠	名 称	
	所在地	
変 更 事 項		

様式第7号

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※交付年月日	年 月 日
※交付番号	

意見書交付申請書

年 月 日

(あて先)千葉県消防長

氏名

住所

連絡先電話番号

— —

連絡先電子メールアドレス

@

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第36条第2項又は同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 - 2 法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記入すること。
 - 3 ※印の欄には記入しないこと。

様式第 8 号

意 見 書

第 号
年 月 日

様

千葉市消防長

印

年 月 日付けで申請のあった液化石油ガスの貯蔵施設等の許可を受けるための意見については、次のとおりです。

記

様式第 9 号

第 号
年 月 日

様

千葉市長



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 7 第 1 項の規定により、液化石油ガス販売事業者に特定供給設備の使用の停止を命じましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 液化石油ガス販売事業者の登録番号 第 号
- 2 液化石油ガス販売事業者の名称及び所在地
- 3 販売所の名称及び所在地
- 4 特定供給設備の所在地
- 5 使用の停止を命令した理由
- 6 その他

様式第 10 号

第 号

収 去 証

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称

収去場所

品名及び数量

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条第 3 項の規定により収去したことを証する。

年 月 日

職氏名 印

様式第 1 1 号

充てん設備使用休止届書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

(代表者氏名)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 8 1 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 使用を休止する充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 使用を休止する充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 休止期間
- 4 休止理由

連絡担当者名	
連絡先TEL	
同 FAX	

※ 事業者コード	
※ 販売所コード	
※ 受付番号	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入してください。
3 ※印欄は、記入しないでください。

様式第12号（その1）

（表）

液化石油ガス販売事業報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

（代表者氏名）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 各販売店に関する事項

販売店名	TEL () -		
所在地	〒 -		
全消費者戸数	千葉市内 戸		
	①一般消費者等	戸	
	(うち質量販売数	戸)	市 外 戸
	②工業用、農業用等	戸	
特定供給設備数	地点（特定供給設備による消費者戸数合計 戸）		
販売数量	総計	トン／年（うち一般消費者等向け	トン／年）
液化石油ガスの 購入先及び購入 比率	1 :		(比率 %)
	2 :		(比率 %)
	3 :		(比率 %)
	4 :		(比率 %)
	5 :		(比率 %)

従業員数（絶対数）	名
第2種販売主任者免状所有者	名
業務主任者代理者講習修了者	名
液化石油ガス設備士	名
その他液化石油ガス関係資格者	名

業務主任者氏名	
同 代理者氏名	

注）資格者は、重複分を含めること。

(裏)

3 保安業務の委託状況

(年 月 日から 年 月 日まで)

保安業務の委託状況 保安業務区分	保安機関の認定番号	保安機関の氏名又は名称	一般消費者等の数 ()内は再調査件数
1 供給開始時点検・調査	_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____
2 容器交換時等供給設備点検	_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____
3 定期供給設備点検	_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____
4 定期消費設備調査	_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____
5 周知	_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____
6 緊急時対応	_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____
7 緊急時連絡	_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入してください。
3 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には、自社の保安機関の認定番号、氏名及び名称及び一般消費者等の数を記入してください。

様式第12号（その2）

（表）

保安機関認定番号	
販売事業者の登録番号	

保安業務実施状況報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者
住 所（所在地）
氏 名（名 称）
（代表者氏名）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告
します。

1 報告する事業年度の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 各事業所に関する事項

事業所名	TEL
事業所所在地	〒

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)
3. 定期供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)
4. 定期消費設備調査	戸	戸(戸)	戸(戸) 当年調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸) 当年再調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸)
5. 周知	戸	戸(戸)	戸(戸) 戸(戸) 戸(戸) 戸(戸)
6. 緊急時対応	戸	戸(戸)	戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	戸(戸)	戸(戸)

(裏)

3 保安業務資格者の数

従業員数（絶対数）	
保安業務資格者 名	
（法令上必要数 名）	
液化石油ガス設備士 及び第二種販売主任者	名
製造保安責任者	名
その他	名

(注) 法令上必要数：保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号）

第2条第1号又は第2号に規定する数

4 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入してください。

3 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記入してください。

4 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記入してください。

様式第12号（その3）

充電事業報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

（代表者氏名）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

1 報告する事業年度の期間

_____年 月 日～ _____年 月 日

2 充電設備に関する事項

事業所名称

事業所所在地

充電設備台数

3 充電に係る一般消費者等の数

_____戸

4 充電作業に従事している充電業者の数

_____人

（備考）1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入してください。

3 使用の本拠地が複数ある場合には、本拠地ごとに記入してください。

様式第13号

許可申請等取下届書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

(代表者氏名)

申請種別	
申請年月日	
受付番号	
取下げの理由	
備 考	
※受付欄	※備考欄

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入してください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。